

地震発生時の対応について

標記について、藤井寺市教育委員会から「震度５弱」以上の地震が発生した場合の指示がありました。市教育委員会の指示に基づき、下記の措置をとらせていただきます。

記

１、藤井寺市で「震度５弱」以上の地震が発生した場合

①児童が登校前（土・日・休日を含む）

学校は臨時休業とする。

また地震発生日以降の再開については、教育委員会と学校が協議して決定する。

②児童が登下校中の場合

自分で身の安全を確保し、家か学校か距離の近い方へ移動するよう、児童に指導する。

③児童が登校した後に発生した場合

学校待機とし、学校周辺の被害状況などを見て、安全が確認されるまで待機とし、その後保護者に引き渡すまで責任をもって保護する。

２、藤井寺市で「震度４」以下の地震が発生した場合

・通学路の安全を考慮した上で、原則、登校とする。

・学校及び近隣地域の被災状況等により、学校長の判断で児童の安全確保の観点上、臨時休業とする場合もある。

※SKYMENU電子連絡板、ホームページ等でお知らせする予定ですが、電話回線等が繋がらない場合も十分考えられます。登校後の非常時の際は、児童の引き渡しを行いますので、学校に直接来ていただきますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。